

会 議 名	令和2年度第3回指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和2年7月28日（火） 午前10時から午前10時30分まで
開 催 場 所	庁議室
委 員	【出席】 田中副区長（委員長）、新宮総務部長（副委員長） 大浦企画課長、加藤区役所改革担当課長、若杉財政課長、荒川総務課長、 吉田契約管財課長 【欠席】 浦田企画経営部長（副委員長）
出席所管課	横尾障害者福祉課長
事 務 局	企画経営部企画課
会 議 次 第	指定管理者の選定について ・ 精神障害者地域活動支援センター ・ 精神障害者支援センター
送 付 資 料	・精神障害者地域活動支援センター 資料1 指定管理者候補者確認調書 資料1-2 指定管理者指定申請に対する確認表 ・精神障害者支援センター 資料2 指定管理者候補者選定調書 資料2-2 指定管理者候補者選考委員会報告書 資料2-3 指定管理者応募者提案内容の比較表 資料2-4 職員配置表 資料2-5 選考委員会採点表 資料2-6 選考委員会議事録 資料2-7 指定管理者指定申請書（他、添付書類等）
会議の結果及び主要な意見	
（意見者）	（委員からの質疑と回答）
	1 指定管理者候補者の選定について ・精神障害者地域活動支援センター （所管課長から資料1について説明）
総務部長	資料1-2の確認項目に「利用者の平等の確保」とあるが、これは当然のことであり、あえて記載した理由はあるのか。
障害者福祉課長	精神障害者の特性によって、様々な体制が必要となって支援が難しいこともある。そういった特性を踏まえた上で、サービスを提供できているかという趣旨である。

委員長	その趣旨が伝わるよう、誤解を招かないような表記にすべきである。
障害者福祉課長	修正する。
契約管財課長	令和2年度と比較して事業費はどうなっているか。
障害者福祉課長	これまでの年間実績から2か月分の事業費を算出している。なお、人件費は定期昇給分を加味した額としている。
企画課長	暫定施設の利用が2ヶ月延長するが、延長に伴って新たな業務が発生することはあるのか。
障害者福祉課長	延長により新たな業務が発生することはない。
委員長	資料の修正はあるが、本件については了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地支援センター (所管課長から資料2について説明)
企画課長	主たる業務に再委託はあるか。これは意見だが、障害者の法定雇用率を遵守するよう事業者にしっかり促してもらいたい。
障害者福祉課長	植栽の剪定や設備機器の保守点検等は再委託としているが、主たる業務に再委託はない。当該施設は障害者施設でもあるので、障害者の法定雇用率を守るように事業者を指導していく。
総務課長	応募のあった2者では、経費に大きな開きがある。選考委員会において委員から意見はあったか。
区役所改革担当課長	公認会計士による資金収支計画の分析では人件費の違いを要因としているが、選考した事業者の人件費が高すぎるとは言えないとのことであった。現在、働いている人の人件費を基に算定している。 もう1つの事業者は施設の管理経費が低いが、当該事業者は建物全体を管理した経験がなく、必要な保守点検の見積もりが甘かったので、委員から実現性があるのかといった意見があった。
総務課長	両事業者の事業運営費に倍の差がある。選考した事業者は、今の事業レベル以上に不必要なものを計上していないか。
障害者福祉課長	選考した事業者は、現在の事業レベルを基盤に算定している。もう1つの事業者では、必要となる経費が見積もられていない。
契約管財課長	人員配置は両事業者とも同規模であるが、経費に開きがある。給与単価が大きく異なる

	<p>るといことか。</p>
障害者福祉課長	<p>施設長の給与に開きがある。ベテランを充てるか、若い人を宛てるかの差である。もう1つの事業者の方が選考した事業者より事業運営費が低いのは、実施するプログラム数が少ないことが要因である。委員からは、それだけで精神障害者をサポートできるのか、という不安の意見があった。</p>
区役所改革担当課長	<p>選考のポイントについて、新型コロナウイルス感染症の視点の記載が多い。確かに今は新型コロナウイルス感染症対策が重要だが、10年という指定期間を考えると、それ以外の選考ポイントがあった方が良くと思う。</p>
障害者福祉課長	<p>具体的な事業体制が評価されたところもあるので、追記する。</p>
財政課長	<p>両事業者の事業費を比較した時、選考した事業者は年度毎に徐々に経費が上がっているが、もう1つの事業者は10年間定額に据えている。委員から意見はあったか。</p>
障害者福祉課長	<p>選考した事業者について、人件費は定期昇給分を加味している。それ以外に経費については実績を踏まえ積み上げている。今後、事業の参加人数が増える想定で経費も増額している。もう1つの事業者は、現実と離れているのではないかという意見があった。</p>
委員長	<p>施設の規模も大きくなり、事業内容も充実する。それに関する記述が選考のポイントにない。その辺の議論は選考委員会であったか。</p>
障害者福祉課長 委員長	<p>特に就労支援B型については、他の精神障害者に対する支援をこれまでやってきている中で、新たなものを構築したいとの話があった。</p>
委員長	<p>行政として事業者を求めるサービスと事業者からの提案が合致しているかが重要であり、そこに言及しない業者はマイナス評価となる。経費についても、施設面積及び事業拡充によりどのくらいの経費となるか行政として想定して、事業者の提案を評価することも重要である。選考委員会ではどのような議論があったか。</p>
障害者福祉課長	<p>選考した事業者の人員・人件費については、所管課として想定した範囲内である。</p>
委員長	<p>短期入所に関する事業を含めて評価したのだから、選考のポイントに加味すること。提案事業、自主事業、地域との連携は選考した事業者の強みでもあるので、これらについても記載すること。</p>
委員長	<p>他になれば、資料の修正はあるが、本件については了承とする。</p>